

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成29年6月7日（平成29年（行情）諮問第238号）

答申日：平成29年11月14日（平成29年度（行情）答申第317号）

事件名：特定個人が特定試験を受験した内容に関するカナダ航空当局の判定結果等の検証事実等が分かる文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国土交通大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年1月13日付け国広情第388号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）8条（利用及び提供の制限）2項1号の本人に提供するものに該当する。また、法17条（保有個人情報の存否に関する情報）であるが審査請求人本人が受験したものであり、法8条2項1号において、公開に同意いたします。よって再度、国広情第388号の行政文書の開示請求をいたします。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

- (1) 審査請求人は、法に基づき、処分庁に対して、本件対象文書の開示請求を行った。
- (2) これを受けて処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号に該当する不開示情報を開示することと同様の効果を生じさせることから、不開示とする原処分を行った。
- (3) これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めて諮問庁に対し、本件審査請求を提起した。

2 航空英語能力証明について

航空の安全を確保するため、ICAO（国際民間航空機関）において、操縦士に対する英語能力の実証等を内容とする国際民間航空条約附属書第1の改正が採択された。これにより、我が国においても、国際航行を行う操縦士は、当該附属書に定めるレベルの英語能力を有していることの証明を受け、かつ、その英語能力に応じて定期的に評価されなければならないこととされた。

3 「カナダ航空英語能力証明（レベル6）について（依頼）」に係る確認試験について

カナダ航空当局が実施した航空英語能力証明試験のうち、一部のレベル6の評価結果が適正ではなかったことが判明し、カナダ英語証明のレベル6の判定結果について疑義があると思料され、また、カナダ航空当局においても、引き続き検証を行う旨の意向が示されていることから、カナダ英語証明のレベル6から日本のレベル6へ切替済みの者を対象に確認試験を実施し、その英語能力の確認を行うものである。

4 原処分に対する諮問庁の考え方について

（1）本件審査請求の解釈について

処分庁は、法の規定に基づき原処分を行ったところ、審査請求人は、行政機関個人情報保護法8条2項1号に規定する「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。」に該当するので、再度、行政文書を開示請求するとしている。

審査請求人は、法に基づく行政文書の開示請求について、別の法律である行政機関個人情報保護法の条文を根拠として、改めて本件対象文書を開示するよう求めているものと解される。

（2）原処分の妥当性について

本件開示請求は、審査請求人本人が、特定の試験を受験したことに関する文書の開示を求めるものであり、本件対象文書の存否を明らかにすることは、特定の個人が特定の試験を受験していることの実事の有無（以下、第3の4（2）において「本件存否情報」という。）が明らかになる。

本件存否情報は、法5条1号に規定する個人に関する情報であり、これを広く一般に公にする制度ないし実態があるものではなく、また、そのような性質を有するものとは考えられないことから、同号ただし書イに該当せず、さらに、同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号に規定する不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した原処分は、妥当であると考えられる。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件対象文書は審査請求人本人が受験したものであり、開示に同意する、又は本人に開示されると主張するが、法は、何人にも等しく情報の開示請求権を認めるものであり、開示・不開示の判断に当たっては、開示請求者が誰であるかなどの個別的事情は考慮されないものである。

5 結論

以上のことから、諮問庁としては、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した原処分は妥当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年6月7日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月22日 審議
- ④ 同年11月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その存否を答えるだけで法5条1号により不開示とすべき情報を開示することになるとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定（原処分）を行った。審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 存否応答拒否の妥当性について

- (1) 審査請求人の開示請求書によると、本件開示請求は、別紙に掲げるとおり「私自身が、特定指定エアラインにおいて特定日Bに受験した内容について、当該データの送付の事実、カナダ当局の担当部署及び担当者、カナダ当局の判定基準及び判定結果等の検証事実が分かる内容についての行政文書」の開示を求めるものであるから、特定の個人（審査請求人）の氏名を明示した上で、当該個人が特定指定エアラインにおいて確認試験を受験したことを前提として、当該試験に係る判定基準及び判定結果等の検証事実が分かる内容が記された文書の開示を求めるものである。
- (2) したがって、諮問庁が上記第3の4(2)において説明するように、本件対象文書の存否を応答すると、特定の個人が特定指定エアラインにおいて確認試験を受験したか否かという情報（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることになるところ、本件存否情報は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することが

できるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当すると認めるべき事情は見当たらない。

以上のことから、本件対象文書の存否を答えるだけで法5条1号の不開示情報を開示することになるので、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した決定は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙 本件対象文書

国土交通省航空局安全部運航安全課発行の「カナダ航空英語能力証明（レベル6）について（依頼）」（特定日A）に関連し、「確認試験」においてカナダ航空当局に確認試験結果及び音声データを送付し、その判定結果の妥当性について検証されるとある。

私自身が、特定指定エアラインにおいて特定日Bに受験した内容について、当該データ送付の事実、カナダ当局の担当部署及び担当者、カナダ当局の判定基準及び判定結果等の検証事実が分かる内容についての行政文書開示請求をいたします。